

中国出土資料学会会報

2021年12月4日 第73号

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学東洋文化研究所 小寺研究室内 中国出土資料学会（事務局）

Tel : 03-5841-5843 e-mail : office@shutsudo.jp

<http://www.shutsudo.jp/>

◆目次◆

2021年度第1回大会（総75回）報告.....	1
特別寄稿：2021年度第1回大会報告「清華簡中所見墨家著作考」に対する意見とその回答 廣瀬薫雄（復旦大学出土文献与古文字研究中心研究員）.....	4
学会彙報.....	6

《2021年度第1回大会（総75回）報告》：2021年7月10日（土）オンライン開催

（I）北魏後半から北齊時代の博陵崔氏の動向

一新発見の北齊・崔孝直家族墓誌を手掛かりに—
堀井 裕之（明治大学文学部兼任講師）

報告者は、隋唐政権の形成過程において漢人門閥がどのような役割を果たしたのか研究を進めてきた。その一環として山東漢人門閥の代表的存在である博陵崔氏について、河北省平山県より出土した崔氏墓誌八点（五六六～六三七年埋葬）を手掛かりに考察したことがある。今回、取り上げる北齊・崔孝直家族墓誌（本人・妻李幼芷・長男崔寛の計三点、ともに五五九年十月埋葬）は、拙稿公刊後に平山県より出土した後に民間に流出したものであると思われる。本報告では、これらの新出墓誌の中でも「崔孝直墓誌」を中心にして北魏末期から北齊時代にかけての崔氏の動向と存立基盤について考察して、以下のことを明らかにした。

崔孝直は崔挺の五人の息子の一人で、父・兄弟とともに『魏書』卷五七及び『北史』卷三二に立伝されている。『魏書』崔挺伝によると、崔孝直とその兄弟・従兄弟は累世同居し同族的結合を強く維持しながら郷里社会を指導し、官界では同族・姻戚と連携して勢力を維持した。北齊から唐初に至るまで四世代にわたり維持された平山県の族葬墓は崔氏の強固な同族的結合を象徴するものであり、ここから出土した「崔孝直墓誌」も同様の事実を裏付ける記述がある。例えば、北魏末の太昌元年（五三二）頃に彼は官職を辞任して郷里に隠遁したが、墓誌では序文の半分強もの文字数を割いて、郷里で兄弟の遺児たちを養育し郷党を指導していたことが特筆されている。崔孝直の隠遁生活は死

亡する東魏・武定三年（五四五）まで十三年間にも及んだが、同時期に中央政界では長兄崔孝芬・兄子崔昂らが高官として活躍していた。これはちょうど六鎮の乱により北魏が衰退して東西に分裂した時期に相当する。博陵崔氏は郷里に退き宗族・郷党を指導する成員と官界で地位を維持する成員と役割を分担することで、この動乱を乗り越えていった。当時、崔氏のような漢人門閥にとって郷里と官界の二つの基盤は、相互補完の関係にあったのである。

（Ⅱ）清華簡中所見墨家著作考

廣瀬 薫雄（復旦大学出土文献与古文字研究中心研究員）

本報告は、清華簡『虞夏殷周之治』および『治政之道』『治邦之道』の学派帰属について論じ、この二篇の文献が墨家の著作であること、『治政之道』『治邦之道』が紀元前 380 年から離れることあまり遠くない時期に書かれたものであることを論証したものである。

『虞夏殷周之治』は、ほぼ同じ内容が『墨子』三辯篇に見えているので、墨家文献と考えられる。また『虞夏殷周之治』と『墨子』三辯篇には退歩史観が反映されていることに注目し、かねてから墨家との関連が指摘されている上博簡『容成氏』も退歩史観を採用していることから、『容成氏』を墨家文献と考えてよいこと、退歩史観は墨家内部でかなり広まっていたのではないかということ指摘した。

『治政之道』『治邦之道』の学派帰属については、非命思想・尚賢思想・兼愛思想の角度から、『治政之道』『治邦之道』の中には『墨子』と直接結び付けることできる記述が少なからずあり、それが墨家以外の学派の類似する思想に由来しているとは考えがたいことを述べた。兼愛・交利の思想は儒家文献にも見えているという指摘に対しては、『治政之道』『治邦之道』が書かれた戦国前期の儒家が兼愛・交利を主張していたとは考えがたいという理由をもって反論した。このほか、個々の思想を持ち出して議論すれば儒家等の学派も似た思想を主張していると言うことはできるだろうが、これだけ多くの墨家の口号がこの一篇に集中して現れているという点を重視すべきであることを述べた。

『治政之道』には「上風、下草。上之所好、下亦好之。上之所悪、下亦悪之」という一節があり、これが『論語』顔淵篇・『孟子』滕文公上篇・『礼記』緇衣篇に見える孔子の語から来ていることは明らかである。これが『治邦之道』を儒家思想と中心とする文献と考える最大の根拠となっている。これに対して本報告は、早期墨家は賞罰を否定していたこと、墨家が孔子の語を引用することはありえないことではないことを指摘した。

最後に、本報告の意義について、早期墨家の実情の解明・さらなる墨家文献の発見・『墨子』諸篇の成書年代についての研究の進展という三つの角度から説明した。

報告の後、数名の研究者から意見を賜った。その内容とそれに対する報告者の回答については本会報の特別寄稿を参照されたい。

(Ⅲ) 虎溪山漢簡《閻昭》初探

名和 敏光 (山梨県立大学国際政策学部准教授)

沅陵虎溪山一號漢墓は1999年5月に発見され9月には発掘作業が完了したにも拘らず、報告書が2020年11月によようやく出版された。

出土した竹簡は《計簿》、《閻昭》(上)、《閻昭》(下)、《食方》に分類され、圖版と釋文が公開された。しかしながら整理が杜撰なため、これまで公開された論文も綴合が主であった。(簡帛網に掲載された論文は40本、全体5本、《計簿》2本、《閻昭》14本、《食方》19本であり、その殆どが綴合に関するものである。)

《閻昭》では、公開された論文に〈天一〉や〈築〉など馬王堆漢墓帛書《陰陽五行甲篇》と重複する内容を含むとともに、「五行相勝(克)」「五行相生」以外の「五行相辱(侮)」がみられ、「五行」各説が漢初にまで遡ることが注目される。本報告では、《閻昭》に見られる占術の幾つかについて報告した。

《閻昭》(上)には、勝(克)として「五勝：金勝木，木勝土，土勝水，水勝火，火勝金。」と、相生として「閻氏五生：木生火，火生土，土生金，金生水，水生木。」とそれぞれ見える。また《閻昭》(下)には「干支●干支日+加子舉事成/不成……加丑成/不成……」の構造を持つ占文が多くを占め、同時に出土した式盤との関連から「加」の後ろの地支は占時を表していると考えられることを指摘した。更に、この占で特徴的なのは「相勝」だけではなく「相辱(侮)」の思想が見られる点であり、漢初には既に「相勝」とともに「五行相辱(侮)」の思想があったことを指摘した。其の他の占として、「X日而憂置城X歳」「可以築宮室，使令，行作事，君徙家，不可以取婦、嫁女，□」「X日生」「應以+干支。彼以干支。」等の構造を持つ占文あること、秦末漢初故事の内容がこれらの占によって判断されている点は、北京大學藏西漢竹書『摠輿』と類似している点を指摘した。

《特別寄稿》

2021年度第1回大会報告「清華簡中所見墨家著作考」に対する意見とその回答

廣瀬 薫雄（復旦大学出土文献与古文字研究中心研究員）

筆者は、2021年度第1回大会において「清華簡中所見墨家著作考」と題する報告を行い、幸いにも報告後の質疑応答において数名の研究者から意見・質問を賜ることができた。当日は時間の関係でほとんど回答することができず、報告概要を書く際に回答すると約束したのだが、報告概要には字数制限があるため、やはり回答を書けないことを後になって知った。そこで本会報委員長のご好意により、特別寄稿の形で回答させていただくことになった。貴重な意見を賜った方々、またこのような機会を与えてくださった本会報委員長に心より感謝申し上げる。

今回いただいた意見は、細かな事実の指摘と確認を除くと、その内容はおおよそ四つに分けられる。以下、意見の内容を逐一紹介したうえで、それに対する筆者の見解を述べさせていただく。

（一）戦国前期の学派の存在形態について

第一の問題は、『治政之道』『治邦之道』を特定の学派の文献と考える本報告の思考方法そのものについての疑問である。佐藤将之氏が、戦国前期には学派というものはそれほど明確な形で存在せず、この時期の文献を儒家・墨家というふうに明確に分けることはできないのではないかという見解を示された。

思うに、ある特定の人物を思想的領袖に戴く集団が戦国前期から多く存在していたことは疑う必要がないだろう。筆者はそうした集団を「学派」として認識しているのだが、その意味で学派は戦国前期から存在していて、それらの学派を一定の共通性にもとづいて「儒家」「墨家」といったより大きな集団に分けることもできたと想像している。ただし、それぞれの学派が信奉している思想にどれほどの違いがあったのかは今となっては不明確な点が多く、そもそも一つの学派の中に異なる考えを持つ人物も少なからずいたはずであって、一つの学派の思想を一色のものとして描くこと自体が現実的ではないだろう。それは学派間の思想内容の違いが明確ではないという問題であって、それを根拠として学派の存在そのものまで疑うというのは行き過ぎだと考える。

いずれにせよ、本報告で扱った墨家については、強固な集団を組織していたことは疑いのないところである（渡邊卓『古代中国思想の研究』第二編第一章「墨家の集団とその思想」を参照）。実際に、『治政之道』『治邦之道』が作成されたと考えられる楚の悼王・肅王期には、墨家は孟勝を鉅子に戴く集団として存在していたことが確認できる。ゆえに少なくとも墨家に関しては、その存在を疑う必要はまったくないと言ってよいと思う。

（二）『治政之道』『治邦之道』の成書年代について

第二は、『治政之道』『治邦之道』の成書年代の下限を孟勝事件に置いた本報告の説についての疑問である。佐藤将之氏は墨家が孟勝事件の後にトーンダウンした形で書いたものと考えてもおかしくないという見解を示され、吉永慎二郎氏は本文献を孟勝に次いで鉅子となった宋の田襄子のもとで作られたものであるという見解を示された。

最初に述べておきたいのは、筆者は『治政之道』『治邦之道』の作者を楚人とする李守奎氏の説を

前提として説を立てているということである。李守奎氏の説が正しいかどうかは議論の余地があるところであり、その説を否定した場合、筆者の仮説と一緒に潰える。

いずれにせよ、『治政之道』33号簡の「邇監於齊・晋・宋・鄭・魯之君」云々という記述を根拠として、本篇の成書年代をおおよそ楚の悼王・肅王期に置く李守奎氏の説は動かないだろう。本報告は、その前提のもと、楚悼王死亡直後に孟勝事件が起こっていることに注目して、成書年代の範囲をより限定しようと試みたわけだが、そもそも想像を多く含んでいる仮説なので、絶対にそうだと筆者も考えているわけではない。

(三) 『治政之道』『治政之道』13—14号簡「上聖則衆愚罷」云々の理解について

本報告では、『治政之道』13—14号簡「上聖則衆愚罷、愚罷則聞令、聞命則服以可用、威以彌篤益耆」が『墨子』尚賢中篇の「自貴且智者、為政乎愚且賤者、則治」と同じことを述べていると解釈したが、これに対して西信康氏から、『為政者が聡明であれば、民衆は愚か』とは、屈折した論理にみえ、尚賢中とは内容が異なるように見える」という意見をいただいた。西氏はさらに、これを「民衆は愚かな方が為政者の命令に従順となり、使いやすい」という主張と見れば、『商君書』の重農主義や『老子』の「樸」との関係を考えることも可能ではないかという見解を提示された。

まず、『治政之道』のこの一文を愚民政策と結びつける理解は成り立たないだろう。本篇の主題は尚賢であって、民衆を愚かな状態にとどめるべきかどうかについては問題にしていない。ただし、『治政之道』6号簡に「郷有聖人、必知之」とあることからすれば、民間に賢人がいることを否定していないのは明らかである。

筆者の理解では、「上聖則衆愚罷」というのは、尚賢政策を実施すれば、賢人は登用されて官位を得るので、結果として下にいる者は愚かになる、という論理である。その次の「愚罷則聞令」は、上にいる者の方が賢ければ、下の者は上の言うことを聞くようになるということであって、これはやはり『墨子』尚賢中篇と同じ思想を述べていると考えるべきだと思う。統治者の命令を素直に聞かせるために民を愚かな状態にしておく、という論理ではないだろう。

(四) 『治政之道』『治邦之道』の主題である「興人」という語について

筆者は本報告において、『治政之道』『治邦之道』の主題である「興人」という語は伝世文献に見えないと述べたのだが、井上了氏が『賈誼新書』修政語下に「故聖王在上、則使盈境内、興賢良、以禁邪惡」とあること、『淮南子』本經篇に「進賢而退不肖」とあるのを今本『文子』下徳篇では「興賢廢不肖」に作っていることを指摘された。まったくその通りで、筆者の不勉強を恥ずるほかない。「興人」という語をどのように理解すべきか、考えなおしたいと思う。

《学会彙報》

○大会委員会より

(1) 2021 年度第 1 回大会 (総 75 回) が、2021 年 7 月 10 日 (土) にオンラインで開催されました。

○会報委員会より

(1) これまで会報 (年 2 回発行) は国内会員等に対して郵送して参りましたが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響により当面の発送作業が困難なこと、また中長期的に見て経費節減が求められること等の理由により、2020 年度からはこれを学会ホームページにおいて公開し、郵送は取りやめることといたします (2020 年 7 月 5 日開催の 2020 年度第 1 回理事会における決定事項)。なお、発行回数や掲載内容等については特段の変更点はありません。会員の皆さまにはたいへんご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、会報発行の際にはこれをメールでお知らせするなど、引き続き広くお読みいただけるような工夫をして参りたいと思います。事務局にメールアドレスをご登録いただいていない会員の皆さまは、ぜひこの機会にご登録ください。

(2) 2012 年 7 月 21 日に開催された臨時総会において、「中国出土資料學會著作権規定」が承認され、即日施行されました。本会報については第 46 号 (2011 年 3 月発行) から同規定が適用されます。対象となる各号掲載の著作物の利用に際しては、同規定の定めるところにより処理されることとなりますので、希望される方は、HP 掲載の利用申請書をダウンロードして事務局まで申請してください。

(3) 年二回の大会開催時に合わせて発行される本『中国出土資料學會會報』は、新しい学術情報をできるだけ早く提供することを目的として編集されています。

会員各位におかれましては有益な情報を入手されたら、是非とも会報委員会に原稿の提供をお願い致します。中国における最新の学界動向、遺跡発掘の様様、学会参加記、新刊紹介など、広く提供するに足ると感じられた情報であれば何でも結構です。

原稿は随時受け付けておりますので、事務局宛電子メールの添付ファイルとしてお送りください。会報の内容を一層充実させるため、会員諸氏のふるってのご寄稿をお待ちしております。

○機関誌委員会より

(1) 機関誌『中国出土資料研究』の投稿は紙媒体・郵送による方式を停止し、当面下記の通り行います。ふるってご寄稿願います。

- ・ご投稿の際は、メール (宛先: office@shutsudo.jp) で玉稿の電子データをお送り下さい。郵便で紙媒体等をお送りになっても受理いたしかねます。
- ・ファイル形式は、WORD (～.docx または、～.doc) 形式です。外字は画像データ貼付でお願いいたします。
- ・文書のレイアウトは、WORD 横書きの標準的なものでお願いいたします。レイアウトを機関誌のそれに合わせないで下さい。
- ・図表が含まれるなど、WORD ファイルのみでは玉稿の正確な内容が反映されないので

あれば、そのような PDF ファイルもお付け下さい。

(2) 『中國出土資料研究』第 26 号の締切について

2010 年度大会（2011 年 7 月 16 日開催）および 2011 年度大会（2012 年 3 月 10 日開催）にて、『中國出土資料研究』の投稿要領改定が承認されております。第 26 号の投稿締切日は、2021 年 12 月末日です。ふるってご寄稿下さいますよう、お願い申し上げます。

(3) 『中國出土資料研究』の奥付について

機関誌では、その奥付記載発行日と実際の出版日との間のずれが大きいことに由来する問題が生じておりました。そこで、第 20 号からはその日付を一致させることになりました。最新第 25 号の奥付は 2021 年 7 月発行となっております。

○事務局より

(1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、事務局では従来通りの作業が困難になっております。この状況に鑑み、大会案内等紙媒体の送付を当面停止し、学会ウェブサイトとメールでご連絡することといたしました。皆様には大変なご不便をお掛けして誠に恐縮ですが、どうぞお許しいただきますようお願い申し上げます。

(2) 年会費は、ゆうちょ銀行の以下の口座にご入金下さい。

口座番号：00180-5-13124 受取人：中国出土資料学会

なお会費は、
通常会員・準会員 年額 4000 円
学生会員・海外会員 年額 2000 円 です。

(3) 住所変更等が生じた場合は、メールにて下記アドレス宛にご連絡下さい。

office@shutsudo.jp